

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）新太子堂北複合商業施設
利府町新太子堂北土地区画整理事業地内 13街区
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルニ 代表取締役 橋本 孝
気仙沼市東新城三丁目5番地2
株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
- 3 市町村の意見の概要
（1）騒音について
大規模小売店舗届出書「添付書類」（P14）記載の駐車場における騒音対策（施設面の騒音対策）中のアイドリングの禁止等の場内看板設置と同様に、施設付近に小中学校もあることから、来店される車両等運転者に対する交通注意喚起（施設内外を問わず交通ルールやマナーの遵守）の看板の設置についても検討すること。
（2）埋蔵文化財について
埋蔵文化財包蔵地及び特別名勝松島保護地区に該当していないが、遺物や遺構等の遺跡に係るものが確認された場合は、利府町教育委員会に速やかに連絡すること。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び利府町役場
- 6 縦覧期間
令和6年4月9日から令和6年5月9日まで（ただし、閉庁日を除く。）